

湖周地区ごみ処理施設整備事業
運営委託契約書（案）

平成25年4月30日

湖周行政事務組合

(総 則)

- 第1条 委託者及び受託者は、基本契約に基づき、要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書をいう。以下同じ。）及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書並びに要求水準書等及び事業者提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受託者は、契約書の履行期間（以下「契約期間」という。）中、契約書の履行場所において本事業により整備されるごみ処理施設（以下「本施設」という。）にて、要求水準書等及び事業者提案に示された本施設の運営に係る各業務（以下総称して「業務」という。）を遂行し、委託者は、受託者に対し、業務の遂行の対価（以下「委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語の意味は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、基本契約に定義された意味を有するものとする。
- 5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とし、時刻は、日本標準時とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第54号）に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 10 受託者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。受託者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受託者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等委託者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(この契約の目的)

第2条 この契約は、委託者と受託者が相互に協力し、本施設を適正且つ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受託者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 受託者は、契約期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、当該事業年度に係る委託料金額の予定支払額（以下「年間委託料金額」という。）の10分の1に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の契約保証金の納付は、その全部について、次に掲げる担保の提供のうちいずれかの方法によるものをもって代えることができる。この場合において、担保の提供の方法は、変更できないものとする。

(1) 国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）第2条第1項に規定する無記名証券による利付国債又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条の規定により地方公共団体の発行する無記名式の地方債

(2) 独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等の発行する債券

(3) この契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害金を委託者に対して支払うことを保証する出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証

3 前2項に規定する契約保証金の納付及び担保の提供は、この契約の締結（変更契約により年間委託料金額が増額したときは、変更契約の締結をいう。以下「契約の締結」という。）と同時にしなければならない。

4 委託者は、次項に定める場合を除き、受託者が契約の締結と同時にこの契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害を委託者に対しててん補する保険会社の履行保証保険証券を委託者に差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が年間委託料金額の10分の1以上であるときは、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。

5 年間委託料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料金額との10分の1に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額を減額することができる。

(業務遂行)

- 第5条 受託者は、基本契約及びこの契約に基づき、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、業務の遂行体制を整備（要求水準書等の定める有資格者及び実務経験者の配置のみならず、第11条に基づく総括責任者、業務管理者その他の業務担当者の選定、第7条に基づく平常時及び緊急時の委託者及び関係官公署との連絡体制の整備を含むが、それに限られない。以下同じ。）し、業務を遂行するものとする。
- 2 受託者は、業務の遂行にあたり、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制、業務に係る環境影響調査書等を遵守するほか、委託者が定める一般廃棄物処理実施計画に従うものとする。これらを受託者が遵守しなかったことは、受託者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。
- 3 業務の遂行に係るユーティリティ条件は、要求水準書等に定めるとおりとし、これに従うものとする。
- 4 本施設における業務の遂行過程において発生する電力その他のエネルギーの権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は、要求水準書等及び事業者提案に従い、その管理並びに売却その他の収益化を図り、その収益の一切を委託者に帰属せしめるものとする。なお、売電に係る事務手続は委託者の所定の手続によるものとする。
- 5 前項の定めにかかわらず、受託者は、受託者による業務の遂行その他本施設の運営に係る施設又は設備に電力需要がある場合において、受託者は、要求水準書等及び事業者提案に従い、合理的範囲で余剰電力を無償で使用することができるものとする。ただし、受託者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化（省エネ）を図り、極力効率的な電力が見込めるよう業務を遂行していることを条件とする。

(業務の範囲)

- 第6条 業務の範囲及び細目は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、受託者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営し且つ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、委託者は、必要と認める場合は、受託者に対する通知をもって業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができるものとし、受託者は、当該通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。この場合における業務範囲の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(委託者及び関係官公署との連携)

- 第7条 受託者は、平常時及び緊急時の委託者及び関係官公署との連絡体制を整備のうえ、委託者及び関係官公署との連携を密にし、委託者又は関係官公署の指導等があった場合には、受託者は、事業者提案で別段の提案がなされ且つ当該提案を委託者が認めた場合でない限り、これに従うものとする。

- 2 受託者は、委託者が行う業務に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、委託者の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、受託者が行う業務に係る申請に関しては、受託者の責任により行う。
- 3 業務に関して、委託者及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求があった場合には、速やかに委託者に通知のうえ、委託者の指示に従って対応するものとする。
- 4 受託者は、委託者に対し、要求水準書等及び事業者提案に定めるところに従い、情報管理業務の遂行として定期報告を行うほか、業務に関して、委託者が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出し、また、委託者が受託者による本施設の運転や設備の点検等を含む業務全般に対する監査、検査等を行う場合には、受託者は、当該監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

(第三者の使用)

第8条 受託者は、事業者提案に従って各業務を再委託するものとする。

- 2 受託者は、事業者提案で明示された者以外の者に各業務を遂行させる場合は、事前に委託者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。
- 3 受託者が各業務を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て受託者の責任において行うものとし、業務に関して受託者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

(緊急時の対応等)

第9条 受託者は、要求水準書等に従い、緊急対応マニュアルを作成するものとし、要求水準書等に定める緊急事態が生じたときは、要求水準書等及び緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により、速やかに運営停止その他必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 震災その他不測の事態により、計画搬入量を著しく超える搬入が必要となる状況において、その処理を委託者が実施しようとする場合、受託者は、委託者の要請に従って最大限協力する。

(担当者)

第10条 委託者は、この契約の履行に関し、委託者の指定する職員（以下「担当者」という。）を定めたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。また、担当者を変更したときも同様とする。

- 2 担当者は、この契約の他の条項に定める委託者の権限のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行について受託者又は受託者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

- (2) この契約及び要求水準書等の記載内容に関する受託者の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

3 受託者は、担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。委託者は、かかる受託者の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受託者の請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(業務遂行体制の整備)

第11条 受託者は、各業務の遂行に先立って、要求水準書等及び事業者提案に基づくそれぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、且つ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。

2 受託者は、前項の定める研修等を完了のうえ、要求水準書等及び事業者提案に従い、各業務に係る総括責任者、業務管理者その他の業務担当者を設置のうえで実施体制を整備し、委託者に対して、それぞれ届出等を行うものとする。

3 委託者は、前項に定めるところに従って届出等を受領した後、各業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び事業者提案に従った施設供用の実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。

4 受託者は、要求水準書等に基づき実施される本施設の試運転までに、前各項の定めるところに従って業務遂行体制を整備し、当該試運転において、必要な協力を行うものとする。

5 受託者は、業務の実施につき総括責任者、業務管理者その他の業務担当者として用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。

6 受託者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受託者の使用人については、その氏名及び資格について委託者に通知し、その承諾を受けなければならない。また、当該使用人を変更したときも同様とする。なお、受託者は、当該使用人並びに要求水準書等により届出を要するとされた使用人以外の使用人については、委託者の請求があるときは、その氏名を委託者に通知しなければならない。

7 委託者は、受託者が業務に着手した後に、各業務に係る総括責任者、業務管理者その他の業務担当者又はその他の受託者の使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。受託者は、かかる委託者の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者の請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(業務の基準等)

第12条 受託者は、業務の遂行にあたり、要求水準書等が定める公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守しなければならない。

2 受託者は、業務の実施開始に先立ち、契約期間を通じた業務遂行に関し、要求水準書等が定める公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守する、要求水準書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（以下「業務実施計画書」という。）を、要求水準書等に従い、各業務に関して作成したうえ、委託者に対して提出し、委託者の承諾を得るものとする。受託者は、事前に委託者の承諾を得た場合を除き、業務実施計画書につき、契約期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

(業務計画書)

第13条 受託者は、要求水準書等及び業務実施計画書に従い、各業務に係る業務計画書を作成して、委託者に提出し、当該業務計画書の対象期間が開始する前に委託者の確認を受けなければならない。受託者は、委託者の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、委託者の承諾を受けなければならない。

2 前項の定めるところに従って作成される業務計画書の様式（データ関連については形式等を含む）等については、各業務に関し、事業年度毎に、それぞれ委託者に提出し、委託者の承諾を受けるものとする。

3 委託者は、業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第14条 受託者は、要求水準書等及び業務実施計画書に従い、各業務に係る業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、委託者に提出のうえ、受託者の事業所内に所定の保管期間が満了するまで保管し、委託者又は委託者の指定する第三者の要請に応じて閲覧又は謄写に供する。

2 前項の定めるところに従って作成される業務報告書の様式（データ関連については形式等を含む）等については、各業務に関し、事業年度毎に、それぞれ委託者に提出し、委託者の承諾を受けるものとする。

3 受託者は、前2項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び業務実施計画書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、受託者の事業所内に所定の保管期間が満了するまで保管しなければならない。受託者は、委託者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を委託者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

(委託者による業務遂行状況のモニタリング)

第15条 委託者は、別紙1所定のモニタリング実施要領等に従い、各業務に係る遂行状

況並びに本施設の維持管理及び運営の状況のモニタリングを行うものとする。

- 2 委託者は、前項に基づくモニタリングのほか、受託者による業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、委託者は、受託者に対して業務の遂行状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 委託者は、第1項の確認を理由として、業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(委託者による業務の是正勧告)

第16条 前条によるモニタリングの結果、受託者による業務の遂行が基本契約、この契約、要求水準書等若しくは事業者提案又は業務実施計画書を満たしていない場合は、委託者は受託者に対して、別紙1所定のモニタリング実施要領等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受託者は、当該措置以降に前条の定めるところに従って委託者に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、委託者が講じた措置に対する対応状況を記載して、委託者に対し、その報告を行うものとする。

(委託料の支払)

- 第17条 委託者は、業務の遂行の対価として、受託者に対して、別紙2所定の算定方法、スケジュール及び支払方法に従い、委託料を支払うものとする。当該委託料には、業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受託者は、委託者に対し、何らの支払いも請求できないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、第9条の定めるところに従って受託者が本施設の運営停止が行った場合、委託者は、理由の如何にかかわらず、委託料のうちの固定費から当該運営停止により受託者が支払を免れた費用を、委託料から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受託者の責めに帰すべき運営停止に基づく委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げない。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、委託者は、委託料の支払にあたり、受託者から委託者への支払が必要な場合、当該支払必要額を委託料から差し引いたうえで、これを支払うことができる。
 - 4 委託者は、委託料の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。

(委託料の改定)

第18条 前条にかかわらず、委託料は、別紙2所定の改定方法のとおり改定される。

(委託料の減額又は支払停止)

第19条 第15条による委託者の業務遂行状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、委託者は、別紙1所定のモニタリング実施要領等に定めるところに従って受託者に対して支払うべき委託料の支払につき、減額又は支払停止することができるものとする。

(委託料の返還請求)

第20条 受託者が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、委託者は、受託者に対し、当該虚偽記載がなければ委託者が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、受託者は、当該減額されるべき委託料を委託者が受託者に支払った日から、委託者に返還する日までの日数につき、年3.0パーセントの割合で計算した額の違約金を付するものとする。

(第三者による代理受領)

第21条 受託者は、委託者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して委託料の支払いをしなければならない。
- 3 委託者が受託者の提出する支払請求書に受託者の代理人として明記された者に委託料の全部又は一部を支払ったときは、委託者はその責を免れる。

(料金の徴収)

第22条 受託者は、要求水準書等又は委託者が別途定めるところに従い、業務実施計画書に基づき、本施設へ直接に搬入ごみを搬入しようとする者から委託者が定める搬入料金を徴収のうえ、善良なる管理者の注意をもって取扱い、委託者に納付するものとする。この場合、受託者は、徴収の都度、支払者に対し、領収書を発行し、その写しを保存しなければならない。

- 2 受託者は、前項の定めるところに従って徴収された搬入料金に関する会計については、独立した会計を設け、経理を明確にしなければならないものとし、搬入料金の徴収に係る経理を明らかにした書類を整備し、契約期間満了の日に委託者に引き渡すものとする。
- 3 受託者は、第1項所定の領収書の写し、前項所定の帳簿類及び搬入料金の徴収を確認できる書類に基づき、調定を行い、委託者が別途定めるところに従い、委託者の定める様式の報告書を提出することにより委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は、前各項に基づく搬入料金の徴収事務に使用する印鑑を、この契約締結後、直ちに委託者に届け出るものとし、届け出た印鑑を変更しようとするときは、あらかじめ委託者に届け出なければならない。

(業務の履行責任)

第23条 委託者は、第34条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、受託者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合の損害金等)

第24条 履行期限の定めのある業務に関し、受託者の責に帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該業務に係る委託料の額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(損害賠償等)

第25条 受託者は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた委託者の損害の一切を委託者に賠償しなければならない。ただし、第27条の定めるところに従って当該損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

(第三者への賠償)

第26条 業務の遂行において、受託者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。ただし、第27条の定めるところに従って当該損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

2 委託者は、前項の定めるところに従って受託者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第27条 業務の遂行にあたり、契約期間の全期間にわたり、受託者は、別紙3所定の保険を付保し、且つ、維持するものとする。受託者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約及び保険証券の写しを委託者に提出してその確認を得るものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力が発生した場合、受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受託者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで委託者と受託者の協議を行い、不可抗力の判定並びにこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置を決定するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内にこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置についての合意が成立しない場合、委託者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受託者に対して通知し、受託者は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の費用負担は、各事業年度において、当該事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまでは受託者が負担するものとし、これを超える額については委託者が負担するものとする。ただし、第27条に記載される保険に基づき委託者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受託者の負担額を超えるときは、当該超過額は、委託者の負担額から控除するものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、受託者は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

- 2 受託者が不可抗力により業務の一部を遂行できなかった場合、委託者は、受託者との協議のうえ、受託者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第31条 契約期間中に法令変更が行われた場合、受託者は、次に掲げる事項について委託者に報告するものとする。

(1) 受託者が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細(法令変更に伴い本施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。)

- 2 委託者は、前項の定めによる報告に基づき、本施設の改造等、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに受託者と協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、委託者は、法令変更に対する合理的な対応措置を受託者に対して通知し、受託者は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 委託者は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する。

ア 業務に直接関係する法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 税制度に関する法令変更のうち、業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 受託者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。

ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日

(2) 委託者又は受託者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 委託者及び受託者の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第33条 受託者は、この契約の終了に際し、委託者又は委託者が指定するものに対し、要求水準書等に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の業務の引継等にあたり、受託者は、委託者又は委託者が指定するものに対し、本施設の円滑な運営・維持管理に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を契約期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の遂行に必要な図書等を引渡すものとする。なお、かかる教育指導計画書及び受託者が引き渡すべき図書等は、受託者が予め作成し、委託者の承諾を得なければならない。

3 前各項に基づく業務の引継その他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、委託者及び受託者の協議により決定されるものとし、かかる協議は契約期間満了の5年前を目途に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、受託者は、委託者に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(検査)

第34条 受託者は、この契約の終了までに、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める条件及び前条第3項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たして本施設をこの契約の終了後10年間にわたり継続して使用可能な状態で委託者に

本施設を明け渡さなければならない。

- 2 受託者は、この契約の終了にあたり、その日から起算して20日以内に（契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに）、本施設が要求水準書等の定める性能に関する条件を満足することを要求水準書等に定める試験、検査等を実施して確認の上、本施設が本施設の委託者への明渡しの準備を整え、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の検査の結果、不合格のものについては、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委託者が認めた場合には、受託者は要求水準書等の定める条件を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せずに、別途委託者が定める状態で委託者に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

（委託者の解除権）

第35条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が業務の履行に際し不正行為があった場合。
 - (2) 受託者が委託者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、委託者が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されない場合。
 - (3) 第36条又は第37条によらないで受託者からこの契約の解除の申出があった場合。
 - (4) 第15条による委託者の業務遂行状況の確認結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙1記載のモニタリング実施要領の定めるところに従ってこの契約を解除することができる場合。
 - (5) 前各号の他、受託者がこの契約の重大な違反又は抵触がある場合。
- 2 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に書面で通知することにより、この契約を解除することができる。
- (1) 受託者が建設請負契約第44条第1項第六号イ乃至トに該当する場合。
 - (2) 受託者が本事業に関して建設請負契約第44条の2第1項に該当する場合。
- 3 委託者は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、委託者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第14条第3項（同項第3号に基づく基本契約の解除が委託者の責めに帰すべき場合を除く。）又は第5項の定めるところに従って委託者が基本契

約を解除した場合は、この限りでない。

- 4 前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は受託者の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合においては、受託者は、第4条の定めるところに従って委託者に差し入れている契約保証金に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払う義務を負う。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は受託者の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合により委託者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について委託者が受託者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 5 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受託者の解除権)

第36条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者に書面で通知することにより、この契約の全部を解除することができるものとする。

- (1) 委託者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、且つ、受託者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合。
 - (2) 委託者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合。
 - (3) 基本契約が解除された場合（基本契約が委託者により解除された場合を除く。）。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 委託者又は受託者は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議のうえ、この契約を解除できるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第38条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、基本契約第9条第5項に定める場合又は事前に委託者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(協議会の設置)

第39条 委託者と受託者は、業務を円滑に遂行するため、情報交換や業務の調整を図る協議会を設置することができる。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。

なお、設置要綱の内容については委託者と受託者の協議により決定するものとする。

- 2 委託者と受託者は協議のうえ、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者等

を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、委託者と受託者の協議のうえ、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(誠実協議)

第41条 この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、委託者及び受託者は、誠実協議のうえ、これを定めるものとする。

(知的財産権)

第42条 受託者は、受託者が本施設を稼働させて、業務を遂行するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（委託者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、委託者が当該実施権等の使用を指定し、且つ受託者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 受託者は、委託料が、前項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物及びの使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。委託者は、委託者が受託者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受託者に請求しない。

3 委託者が、この契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、委託者に留保されるものとする。

4 受託者は、この契約に基づき受託者が委託者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。委託者は、この契約に基づき受託者が委託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。受託者は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第43条 受託者は、この契約の履行に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴

力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等（以下「暴力団等」という。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受託者は、前項の場合において、委託者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受託者は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、契約期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、委託者と協議しなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定による協議の結果、契約期間内に業務を履行することができないと委託者が認めた場合には、契約期間の延長等の措置を委託者に請求するものとする。
- 5 受託者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受託者は、前項の被害により、契約期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、委託者と協議しなければならない。
- 7 受託者は、前項の規定による協議の結果、契約期間内に業務を履行することができないと委託者が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、契約期間の延長等の措置を委託者に請求するものとする。

（遅延利息）

第44条 受託者がこの契約に基づき行うべき委託者への支払を遅滞した場合、受託者は、未払い額につき遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合（1年を365日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付したうえで、委託者に対して支払うものとする。

（賠償金等の徴収）

第45条 受託者がこの契約に基づく損失補償金、損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料及び受託者の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領等（第15条、第19条及び第35条）

【入札説明書より転記する】

別紙2 委託料（第17条及び第18条）

【入札説明書より転記する。なお法令が変更され、消費税及び地方消費税の税率の改正があった場合、発注者の受注者に対する支払に係る消費税及び地方消費税については、発注者が受注者に対し、改正内容にあわせて支払う。】

以 上

別紙3 保険（第27条）

受託者は、以下の内容の保険に加入し、又は委託先をして加入させることとし、保険契約締結後、すみやかに保険証書の写しを委託者に提出するものとする。

- 1 第三者賠償責任保険
- 2 普通火災保険

[保険の仕様まで記載するか要検討]

● その他

受託者は、事業者提案による保険（もしあれば）への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。

以 上